

# インボイス制度対策

## 個別相談会

登録はお済ですか？  
準備はできていますか？  
免税事業者も  
他人事ではありません！！

TAX

令和5年10月1日から消費税適格請求書等保存方式(インボイス制度)が始まります。インボイス発行事業者の登録申請は税務署長に登録申請書を提出し、インボイス発行事業者としての登録と登録番号の通知を受ける必要があります。

※令和5年10月1日から登録を受けようとする場合は令和5年9月30日までに提出する必要があります。

伊達商工会議所では、消費税インボイス制度に関するご相談に対応するため、税理士による個別相談会を実施致します。相談料は無料です！

免税事業者だが登録は必要？経理処理はどのように変わるの？などインボイス制度にまつわる疑問点を相談してみませんか？

【日時】 ~~令和5年7月4日(火)~~ ※定員に達しました

~~令和5年8月2日(水)~~ ※定員に達しました

令和5年8月23日(水)

【時間】 午前の部 10:00~12:00

午後の部 13:00~16:00

※相談時間は60分までとさせていただきます。

【会場】 伊達商工会議所 会議室 (伊達市旭町24番地)

【対象】 伊達市内で事業を営む皆さま(会員・非会員問わず)

【相談員】 大塚徳浩税理士事務所 税理士 大塚 徳浩 氏

【申込み】 電話又はWEB予約による完全予約制

URL: <https://forms.gle/hb3UfVx7MaqHULJW9>

相談料  
無料

ご好評につき  
日程を追加しました

QRコード  
からも予約  
可能です

